

會社ニ於テハ一週間以内ニ轉勤ヲ命スルコト其後ノ
行動ニ付テハ會社ニ於テ調査ノ上適當ノ方法ヲ採ル
ヘシ

六新聞雜誌焚燬解除ノ件

變遷所主任ニ於テ一日一時間以内ニ於テ許可スヘシ
但シ六月十五日以後ニ於テ実行

三無命令者ヲ即時命令交所ノ件

文書課ノ方ヨリ交所スル答

四社電ナキ者ニハ社電料支給ノ件

社電ニ關シテハ今後収容スヘク努カスルコト

五予備人員備入ルコト

出来得ル限り考慮スヘシ

六觀劇會ノ公休倍額支給ノ件

公休日ニ相當シタル者ニハ居残り勤トシテ増歩ヲ支
給スヘシ

七危険作業特別手当支給ノ件

八三交代（八時間制）トスルコト但シ増歩ヲ本給ニ算入
ルコト

前二項ハ勞務課ニ交渉セラレタシ

(三) 新要求條項

一健康保險法ノ改正

ニ特別手当ノ支給（夜勤・危険作業手当）

三増歩ヲ本給ニ算入支給

四賞與ニ關スル件（従来三十五日今トアルモ實際ニ十日